

臨海副都心周辺地域における公共交通協議会規約

(制定) 平成 27 年 11 月 25 日 27 都市基交第 496 号
(改正) 平成 30 年 8 月 9 日 30 都市基交第 499 号
(改正) 令和 4 年 8 月 18 日 4 都市基交第 519 号
(改正) 令和 7 年 8 月 4 日 7 都市基モ第 190 号

(目的)

第 1 条 臨海副都心周辺地域における公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、臨海副都心における BRT を含めて、同地域全体の効率的な交通体系の構築を図るため、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。

(事務所)

第 2 条 協議会は、事務所を東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号に置く。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 公共交通計画の作成及び変更に必要な協議（鉄軌道路線の新設及び変更に係るものを除く。）に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に必要な協議に関すること。
- (3) 公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(定義)

第 4 条 この規約における「公共交通」とは、BRT、路線バス、端末交通（コミュニティバス、コミュニティサイクルなど）その他協議会が必要と認めるものをいう。

(協議の対象範囲)

第 5 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、臨海部と都心部それぞれの交通圏を踏まえて別紙のとおり区域を設定し、当該区域に係る第 3 条第 1 号及び第 2 号の協議を行うものとする。

(組織)

第 6 条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 7 条 会長は、次条第 1 項の規定に基づき委員となるべきものの中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、東京都都市整備局交通政策担当部長とする。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の事務を担当し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第 8 条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 中央省庁

- (2) 地方公共団体
- (3) 公共交通事業者
- (4) 道路管理者
- (5) 港湾管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 公共交通利用者
- (8) 学識経験者
- (9) その他会長が必要と認める者

(会議)

第9条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。

3 会議の議決事項は、以下に掲げるものとする。

(1) 公共交通計画の作成及び変更（一つの行政区で完結する運行を行う公共交通の変更に伴う公共交通計画の変更を除く。）。)

(2) その他会長が必要と認める事項

4 会議の議決は、出席委員の3分の2以上の多数をもって行う。ただし、以下に掲げる場合は、書面により、委員の3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(1) 緊急を要するとき又は会長が必要と認めるとき。

(2) 複数区をまたいで運行を行う公共交通の変更のうち、当該変更の内容が一つの行政区内で完結するものに伴い、公共交通計画を変更するとき。

5 一つの行政区で完結する運行を行う公共交通の変更に伴い、公共交通計画を変更する場合には、関係区が、会議前に公共交通事業者と協議の上、会議への報告を行うものとする。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、BRT事業計画の策定に向けた検討内容など、会議を公開することにより事業者の事業運営上の不利益が生じる可能性がある協議及び公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、会長の宣言により、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 各委員は各事案に対し、書面及び口頭で意見を述べることができる。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、東京都都市整備局都市基盤部、中央区環境土木部、港区街づくり支援部及び江東区土木部に置く。

3 事務局に事務局長を置き、東京都都市整備局都市基盤部自動車政策担当課長をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は東京都都市整備局都市基盤部において処理する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

